

議会事務局向け アンケート結果集計（市町村）

調査期間：平成27年8月下旬から同年9月中旬まで

項番	質 問	回 答					
		さいたま市	大阪市	熊本市	金沢市	堺市	鹿追町
1	第三者機関の設置時期について						
	設置・施行した時期	設置：平成19年8月 （公認会計士との調査業務委託契約締結） 施行：平成19年度	設置：平成23年4月 施行：平成23年度	平成22年度 使途調査委託業務実施 （平成21年度分から調査開始）	設置：平成20年5月 （但し運用手引の妥当性等の検証機関）	平成27年7月1日に選任 平成27年度5月分から検査 （会議体の設置はせず学識 経験を有する者のうちから 議長が検査員を選任し実施）	設置：平成22年12月 施行：平成23年度 （別添資料参照）
2	第三者機関を設置する法的根拠について						
(1)	設置の法的根拠	調査委託契約	大阪市会政務活動費専門 委員設置要綱	条例施行規程	議長から委員を委嘱	堺市議会政務活動費検査 員に関する要綱	鹿追町議会議員定数・報酬 及びあり方等審議会条例
(2)	議会の中での位置づけ	政務活動費の使途に関する 調査業務の受託者	議長の補佐機関	外部の第三者機関 （必要に応じて議長が調査 を依頼し、専門的見地からの 意見を聞く）	議長の諮問機関	議長の調査に資するための もの	議長の諮問機関
3	第三者機関の構成について						
(1)	構成人数、構成メンバー	公認会計士1名 （履行補助者あり）	2名 （弁護士1名、公認会計士1 名）	把握しておらず （調査業務は5名の税理士 で行っている）	3名 （大学教授、弁護士、公認 会計士各1名）	2名 （弁護士、大学准教授各1 名）	5名 公募にて選任（商工会、女 性団体、農業 外）
(2)	構成メンバーの任期	平成27年4月27日 ～平成28年3月31日 （H27年度契約の委託期間： ほぼ1年）	2年 （再任可能）	平成27年7月1日～8月28日 （平成27年度）	委嘱から答申までの8日間	2年	2年
(3)	サポートする事務局の職員数	7名 （議会局総務部総務課長以下）	7名 （課長、課長代理、係長、掛 員3名、再任用） ※専任ではない。	事務局として特段のサポート 体制はない （使途調査は、委託業務として 契約書・仕様書に基づいて いるため）	政務活動費に関する事務 の担当者が従事	5名 （政務活動費選任1名、他業 務との兼任4名）	4名

項番	質 問	回 答					
		さいたま市	大阪市	熊本市	金沢市	堺市	鹿追町
(4)	運営にかかる年間経費	5,994,000円 (H26年度実績) ※委託費用として	2,400,000円(平成26年度) ※100,000円×2名×12ヶ月	874,650円 (平成25年度委託契約額) 899,640円 (平成26年度委託契約額) 881,280円 (平成27年度委託契約額)	182,000円 (H20年度報償費) ※1時間あたり13,000円, 3 人で延べ14時間	680,000円 ①議長の調査に資するため検査:480,000円 ⇒1回(2時間)20,000円, 検査員2名, 四半期ごとの実施で、各期最大3回(年間最大12回)実施 【20,000円×2名×12回】 ②検査員への随時の相談: 200,000円 ⇒1回(1時間)10,000円(5,000円/30分で設定) 1人年間10回(計20回)を想定 【10,000円×20回】	225,150円 ①会長8,000円, 委員7,200円 ×年間4~5回 ⇒184,000円 ②交通費:41,150円
4 政務活動費の支出のチェック方法について							
(1)	チェックする頻度, タイミング	収支報告書提出前, 2~3ヶ月毎に会計帳簿, 領収書等の出納関係資料の提出を受けて, 調査を実施している。	収支報告書の提出後, 議長が検査を行う。 会派, 市会事務局からの相談は随時実施している。	収支報告書が提出された後, 例年7月中に3~4日間程度で実施している。	第三者機関によるチェックは無い。 ただし, 例年弁護士及び公認会計士による政務活動費収支報告書等の点検を実施している。	<p>四半期ごとに確認・検査のために議員等から書類を提出してもらい, 下記日程で検査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4~6月分…7月末日までに提出⇒9月中に検査を実施 ・7~9月分…10月末日までに提出⇒12月中に検査を実施 ・10~12月分…1月末日までに提出⇒3月中に検査を実施 ・1~3月分…5月10日までに提出⇒6月中に検査を実施 <p>※議員から提出された書類は, 確認・検査後いったん議員に返却 ※5月10日⇒前年度に交付された政務活動費に係る書類の提出期限</p>	<p>①申請方式で, 議連でチェックしている。</p> <p>②2月に収支報告をチェックしている。</p>

項番	質 問	回 答					
		さいたま市	大阪市	熊本市	金沢市	堺市	鹿追町
(2)	チェックの方法・手段	支出の根拠となる出納関係資料を調査する。 (書類の不備の指摘、使途に疑義がある場合は議員にヒアリング)	各会派の領収書等を専門委員が抽出して検査し、疑義がある場合には市会事務局に内容確認する。 1万件以上の資料を1時間程度で見るので、抽出せざるを得ない。	政務活動費運用の手引を参照し、提出された収支報告書や領収書が条例施行規定の使途基準に合致しているか、報告書等の記載に誤りがないか等をチェックする。 第三者機関による議員への直接の聴き取り調査は行っていない。	政務活動費収支報告書、政務活動費出納簿、証拠書類等の内容をチェックする。	議員等から提出を受けた会計帳簿や領収書等支出に係る証拠書類について検査を行う。 (必要に応じて対面聴取あり)	聴き取り調査を実施する。
(3)	チェックの基準 (数値ミスだけか、使途まで調べるか)	条例、施行規則、政務活動費の使途運用指針に基づいた適切な支出がなされているか	使途基準(手引き等)に合致しているか	使途基準に合致しているか 第三者機関に委託する前に事務局職員で計数チェックは行っている。	使途基準に合致しているか、証拠書類が適切か等	政務活動費の使途基準に合致しているかどうかを中心にすることとしている。	全部
(4)	認められた調査権限	追加資料の提出の要求や議員からのヒアリングは必要に応じて実施する。	議長、会派及び議員から相談を受けたときその他必要があると認めるときは、専門的な指導及び助言を行うことができる。	調査権限が認められている議長が、必要と認められた時に実施する。 疑問点や不備があれば指摘はするが、議員に対して直接聴き取りを行うことはない。	設問4(2)の書類のチェックを依頼している。	現時点では特段明記していない。	権限はないが、指導や意見としてある。
(5)	チェック後の是正のされ方	指摘に基づき、会派及び議員は自主的に説明や修正を実施している。	専門委員からの指摘事項を市会事務局から会派代表者、経理責任者に伝え、是正を求めている。	第三者機関の指摘を事務局職員が議員に直接伝え、修正するか否かを議員が自主的に判断する。 修正がなされなかった指摘事項は議長に報告し、議長が必要に応じて会派代表者会議等を通じ、議員に注意喚起したり、使途基準の見直しも踏まえた次年度以降の検討課題として諮ることとしている。	事務局職員によるチェックの結果を併せて、各議員に通知している。	検査員が行った検査結果については、その内容を議長に報告することになっている。 現時点では検査を行った実績がないため、検査員からの指摘事項等は不明。	いかに町政や住民のために役立つものだったかが問われている。

項番	質 問	回 答					
		さいたま市	大阪市	熊本市	金沢市	堺市	鹿追町
5	実績について						
(1)	チェックにより是正された実績があるか	<p>・携帯電話等のポイント分の減算漏れの修正 ・日用品(パソコンソフトやシュレッダーなど)について、その性質、使用方法、設置場所(個人事務所に置くらば分)などを勘案し、個別に按分率について指導した。 ・資料購入費については、書籍の書名、使用目的をチェックしている。 ・広報誌の紙面を見て選挙のアピールになっている部分について按分にすべきと指導した。頁数や紙面の面積などを勘案して、個別に按分率について意見を述べた。 ・選挙期間中(10日間、告示日から投票日)の計上は認めない。事務所費も3分の2にするよう指導した。</p> <p>※これらの指摘による修正は収支報告書提出前に行われているため、返還は行われていない。</p>	<p>随時相談を実施しているため具体的な金額は把握していないが、指導・助言により支出を取りやめた実績は多数ある。</p> <p>具体的には、携帯電話の中途解約金を政務活動費から支払ってよいのかという相談など(全体的な経費圧縮につながるとして支出してもよいと回答した。), 細々とした相談が多い。</p>	<p>収支報告書が修正されて返還された金額は以下のとおり。</p> <p>282,818円(平成24年度分) 32,696円(平成25年度分)</p>	<p>是正された例はあるが、その額が充当している自己資金額を下回り、返還の必要が生じない場合が多い。</p> <p>有識者の指摘と職員の指摘を区分していないため、内訳の把握ができない。</p>	<p>検査未実施</p>	<p>なし</p>
(2)	設置による効果	<p>《執行率》 H16年度:97.4% H17年度:97.2% H18年度:92.0% H19年度:91.0% H20年度:91.0% H21年度:84.0% H22年度:84.0% H23年4月:46.0% H23年5月~:88.0% H24年度:87.9% H25年度:90.1% H26年度:88.7%</p> <p>《効果》 明確には把握できていないが、用途の適正化と透明性の確保の点からは効果があると考えている。</p>	<p>随時相談の実施により、制度がより適正に運用されている。</p> <p>(執行状況についてはHP参照)</p>	<p>《執行率》 84.4%(平成22年度) 81.8%(平成23年度) 82.5%(平成24年度) 85.1%(平成25年度)</p> <p>データから効果の考察は困難だが、以前と比べ政調費に対する意識が高くなったとの意見は聞いている。</p>	<p>運用手引とは異なる執行の未然防止に資していると考えられるが、データはない。</p>	<p>検査未実施のため、検査の効果については現時点では不明である。</p>	<p>慎重になり効果がでてい</p> <p>る。</p> <p>※以下、別添の新聞記事より</p> <p>・支出報告書について委員が直接議員から説明を受ける場を設けた結果、質の低かった報告書が改善されてきた。</p> <p>・議会、議員の常設監視役として、いい意味での緊張感をもたらしている。</p>

項番	質 問	回 答					
		さいたま市	大阪市	熊本市	金沢市	堺市	鹿追町
(3)	具体的な活動実績の紹介	—	—	—	—	検査未実施	H25から収支報告書について議員が直接委員に説明する場を設けている。
6	その他						
(1)	市民・議会・議員からの評判	市民の評判は把握していないが、議会全体で用途に関する共通認識が図られ、適正な支出につながっていると考え。	専門的な指導・助言を得られることで一層政務活動費の適正な取扱が可能となった。	政調費の支出についての精度を高める意味でも、第三者機関によるチェックは一定の評価を得ている。	—	現段階では不明である。	—
(2)	課題や限界を感じる点	—	—	取り組みによって、以前より指摘事項もより詳細なものになっている。 第三者機関からも「政調費に対する各議員の意識も高くなっている」との意見もある。 具体的な改革は検討していない。	—	—	—
	備 考	(2015年2月10日TBS報道) 帆足和之さいたま市議が、切手代購入費と、同切手代で支払った料金別納郵便費を二重計上して政務活動費を支出していた例が報道された。	(地元オンブズマンの評価) 全く評価できない。2014年度の政務活動費の全額を、事務所費、人件費として議員の長男が代表を務める会社に支出していた例などが報道されており、第三者機関のチェックが機能していない。	(地元オンブズマンの評価) 第三者機関への委託費に比して返還額は少なく、あまり意味がない。	(地元オンブズマンの評価) 今まで存在したこと自体知らなかった。まったく存在感がない。	—	—

※川崎市議会、広島市議会では、第三者機関は設置していないが、弁護士に政務活動費の支出に関する法律相談業務を委託している。